

## 名桜大学と名護市教育委員会との連携に関する協定書

名桜大学（以下「大学」という）と名護市教育委員会（以下「市教委」という）は、地域における学校教育及び生涯学習上の諸課題に関する基礎的・実践的研究について連携を行い、その成果を名護市立学校における豊かな人間性を育む教育活動の支援及び大学学群・学部の教育に活用することを目的とした地域協働体制を構築するため協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 大学及び市教委は、地域の学校教育及び生涯学習上の諸課題に関して連携を行い、地域社会の教育活動の活性化及び発展に貢献することを目指すものとする。

### （連携内容）

第2条 前条の規定に基づき大学及び市教委との連携に関する内容は、次に掲げるとおりとする。

なお、次の各号に掲げる事項については、実施可能なものから進めていくものとする。

#### （1）教員を志望する学生による名護市立小中学校での教育支援活動

- ア 特別支援教育ボランティア
- イ 英語活動支援ボランティア
- ウ 学習活動支援ボランティア
- エ 部活動支援ボランティア
- オ 生活指導支援ボランティア

#### （2）大学教員及び市立小中学校教員の教育研究に関する活動

- ア 小学校における英語教育に関する研究活動
- イ 特別支援教育に関する研究活動
- ウ 外国語指導助手への教授法に関する研修
- エ 大学教員及び小中学校教員の相互交流・研修活動
- オ その他双方が必要と認める研究活動

### （教育支援活動）

第3条 大学は、学生が行う教育支援活動に関し教育効果に配慮し、かつ当該学生の授業に支障のない範囲で大学における教育活動の一環として協力するものとする。

2 市教委は、当該支援活動の実施に関し、名護市立学校の受入れ体制その他必要な事項について各学校と調整を行う。

### （傷害保険）

第4条 市教委は、学生が名護市立学校の支援活動の実施に際して傷害保険へ加入するものとし、市教委が保険料を負担するものとする。

### （経費）

第5条 連携実施にあたり、第2条各号に掲げる活動に際し生じる場合の経費については、双方が協議して定めるものとする。

### （協議会）

第6条 大学と市教委は、連携事業の内容について協議し円滑な実施を図るため、協議会を

設置し、双方から要員若干名を選任する。

- 2 協議会に、委員長、副委員長を置くものとする。
- 3 委員長は、副委員長と議題を調整の上確定し、会議を招集する。
- 4 協議会の事務局を名護市立教育研究所に置くものとする。

(協定期間)

第7条 協定書の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、この有効期間満了の1ヶ月前までに大学及び市教委のいずれからも終了の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(補則)

第8条 この協定書に定める事項以外に必要なときは、大学及び市教委の協議により決定する。両者は、協働体制構築の目的に沿って相互の連携を維持し、協働体制の充実発展に努める。

本協定書を2通作成し、大学及び市教委双方署名押印の上各1通を所持する。

平成20年 5月12日

名護市教育委員会

教育長

稲嶺 進



名 桜 大 学

学 長

瀨名 波 榮 喜

